

6. 営業活動

(1) 掘り起こしへの協力

- ① PCB特別措置法（特措法）届出データとJESCO登録データを突合しJESCO未登録が判明した469保管者に対して、自治体、JESCO連名でJESCOへの早期登録、早期処理を依頼する文書を発送し、登録が完了した保管者については、定期的に自治体に報告してきました（4半期毎）。全件の確認が完了しました。（380者登録済。他に安定器16者、低濃度判明が28者、届出取下げが45者）
- ② 電気事業法届出データとJESCO登録データを突合し使用中で且つJESCO未登録が判明した74保管者に対して、中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下、「近畿支部」という。）とJESCO連名で電路からの取外し、JESCOへの早期登録、早期処理を依頼する文書を発送し、登録が完了した保管者については定期的に近畿支部及び環境省近畿地方環境事務所に報告していました（1か月毎に令和3年3月まで）。こちらも全件登録済みです。

(2) 総ざらいの取組み(令和4年1月末の状況)

- ① 未搬入保管者数は、2府4県で26者あり、コンデンサ51台が残っています。府県別では、大阪府が15者（コンデンサ20台）、兵庫県が3者（コンデンサ8台）、京都府が5者（コンデンサ17台）、滋賀県が1者（コンデンサ2台）、和歌山県が2者（コンデンサ4台）で、奈良県はありません。

このうち、処理手続き（JESCOへの登録、契約）が進まない保管者は、大阪府が1者（コンデンサ1台）、兵庫県が1者（コンデンサ7台）、京都府が2者（コンデンサ6台）、滋賀県が1者（コンデンサ2台）、和歌山県はありません。

表-18 2府4県の未搬入保管者数、コンデンサ台数及び処理手続きが進まない保管者数

	大阪府	兵庫県	京都府	滋賀県	和歌山県	合計
未搬入保管者数（者）	15	3	5	1	2	26
コンデンサ台数（台）	20	8	17	2	4	51
処理手続きが進まない保管者数（者）	1	1	2	1	0	5

※ 「処理手続きが進まない保管者数」は「未搬入保管者数」の内数です。

- ② 処理手続（JESCOへの登録、契約）が進まない保管者は、5者（コンデンサ16台）あり、手続きが進まない理由は、使用中1者（20%）、資金不足4者（80%）となっています。
JESCO職員は、所管自治体及び環境省地方環境事務所の立入指導に同行し手続きを進める対応を行っています。
- ③ 代執行案件は、7者（全件搬入済）
大阪市、東大阪市、神戸市、兵庫県、奈良市、奈良県、和歌山県の各1件であり、コンデンサ9台です。いずれも、保管事業者が特定できない案件です。

7. 処理手間物・困難物

(1) トランスやコンデンサ等の処理手間物・困難物

処理手間物・困難物とは、通常のPCB廃棄物の処理に比べて手間・時間を要するものであり、トランス類については、コアをコンクリートで固化したもの、地下設置物、高所設置物や水没したもの、コアが炭化したもの等がありましたが、現地抜油・解体後、処理施設に搬入後、令和2年7月まででトランス類14台、全て処理を完了しました。

同様に、コンクリート固化されたコンデンサ類は、保管者が自らコンクリートを除去することによって処理施設に搬入後、令和2年度までで87台全て処理が完了しました。

廃PCB油類については、低引火点成分混入PCB油の処理を令和2年度に6本終えており、多量保管事業者が保管している廃PCB油、及び高濃度の硫黄を含むPCB油748本（JESCOに登録されていないものも含む）中399本が処理のために施設へ搬入されています。

(2) 処理手間物の廃PCB油類

① 低引火点成分混入PCB油の処理

大阪PCB処理事業区域には、低引火点成分が混入しているPCB油が6事業所、6本あり、保管事業者の二者の一角を借用して、移動式蒸留装置を設置し、低引火点成分を取り除いた廃PCB油として当事業所に搬入後、令和2年度に処理を終えました。

② 多量保管事業者及びその他の高濃度の硫黄を含む廃PCB油の処理

ア 多量保管事業者の廃PCB油

- ・当該事業者は、多量保管しているPCB汚染物の自所の処理計画を策定するため、平成29年5月に当該事業者主催の学識者による検討委員会を立ち上げて、JESCOの受入条件を満たすよう技術的な検討が行なわれました。
- ・PCB汚染物273tを有機溶媒（IPA）で抽出することによって受入条件可能なPCB油がドラム缶で511本、またその後、42.5tあるPCB固形物や高粘度液状物を粘度調整のために炭化水素系溶剤（KP-8やHC-370）、または2つの混合液にて粘度調整後、JESCO受入可能なPCB油170本が新たに発生をしました。
- ・「ろ過ケーキ」273tのIPA抽出処理から発生する高濃度廃PCB油約107.3tを処理対象として、平成31年4月から受入開始しています。

イ 高濃度の硫黄を含む廃PCB油

- ・前述の多量保管事業者及びその他の保管事業者の廃PCB油には硫黄分が100ppmから5,100ppm程度と高い濃度で含有されており、大阪PCB処理事業所で採用している脱塩素化分解で使用するパラジウムカーボン触媒（活性炭の表面に金属パラジウムを付着させたもの）の活性が阻害されることが判っています。
- ・高濃度の硫黄を含む廃PCB油の処理については、コンデンサ処理等から発生するPCB油や系内から発生する回収溶媒と混合し硫黄濃度1,000ppm以下に抑えて処理系統に投入し無害化処理を進めています。

- ・硫黄濃度の調整により、1回の無害化反応で処理できるPCB量が低減することとなり、通常のPCB油処理に対して数倍の時間を要しています。

表－19 高濃度の硫黄を含む廃PCB油と処理の状況

令和4年1月末 現在

事業者名	油の種類	対象物の由来	全ドラム缶数 (本)	抜油ドラム缶数/搬入 ドラム缶数 (本)
K社	①IPA抽出油	ろ過ケーキ	511	278/316
	②KP-8粘度調整廃油	PCB固形物、廃白土、TC残渣物など	47	8/12
	③HC-370 粘度調整 廃油		15	0/0
	④KP-8+HC-370粘度 調整廃油		108	0/4
	⑤小 計(②+③+④)		170	8/16
P社	⑥廃PCB油	製造過程でのコンデンサ油 と鉍物油の混合油	28	7/28
U社	⑦廃PCB油	熱媒体油	39	39/39
合 計 (①+⑤+⑥+⑦)			748	332/399

8. トラブル等の報告

前回の事業監視部会（令和3年10月）から令和4年1月末までの間に、施設の停止や労災に関わるトラブルの発生はありませんでした。

9. その他説明事項

(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う大阪事業所での対応状況

大阪事業所においては、体温測定等の健康管理、手指衛生及び咳エチケット（マスクの着用を含む）等による予防処置、時差出勤・在宅勤務の導入、事務所の換気や出張抑制、テレビ会議推進など、人と人との接触機会を極力減らすよう対策を講じています。

これまでにJESCO及び運転会社社員が罹患しましたが、操業に影響を及ぼすことなく処理が進んでいます。



(2) 視察・見学状況

平成18年10月に見学受入を開始して以降、令和4年1月末現在で延べ1,495団体、11,630人が情報公開設備を視察・見学されました。視察・見学者の内訳は、地元市民をはじめ企業関係（PCB廃棄物保管事業者を含む）、行政関係、環境関係団体等の方々です。

なお、令和2年3月中旬から新型コロナウイルス感染症対策として見学の受入を中止していましたが、令和3年11月からは見学者の感染症対策を徹底する中で視察・見学を再開しています。

表-20 視察・見学者数

(人)

年月	総数	企業関係	環境関係団体等	一般関係	行政関係	学校・研修	自由見学	海外
平成18年度	2,129	793	790	113	282	62	55	34
平成19年度	3,333	1,511	1,018	527	148	44	40	45
平成20年度	1,100	316	430	13	168	52	91	30
平成21年度	650	237	183	19	79	64	51	17
平成22年度	624	152	212	34	87	101	26	12
平成23年度	482	231	51	2	128	23	36	11
平成24年度	501	176	149	1	75	60	31	9
平成25年度	465	189	80	1	175	6	14	0
平成26年度	518	158	141	21	111	81	0	6
平成27年度	280	100	77	1	60	34	1	7
平成28年度	412	85	191	3	76	34	0	23
平成29年度	474	91	257	0	39	57	7	23
平成30年度	291	34	85	29	116	10	2	15
令和1年度	309	60	122	0	51	16	5	55
令和2年度	10	0	0	0	10	0	0	0
令和3年4月～令和4年1月末	52	0	0	5	47	0	0	0
合計	11,630	4,133	3,786	769	1,652	644	359	287

「環境関係団体等」：環境関係団体や議会等の各種団体